

2023年度 相模原市立  
新町中学校いじめ防止基本方針

相模原市立新町中学校  
令和5年4月

# 相模原市立新町中学校いじめ防止基本方針

## 【目指す子どもの姿】

- 学校に行くことが楽しいと感じることができる生徒
- 自分の存在価値を見いだし、様々なことに挑戦できる生徒
- 他人を思いやり、友達と協力して学校生活を送ることができる生徒
- 学習や様々な活動に意欲的に取り組む生徒

## 【家庭・地域との連携】

学校評議員会や各学年保護者会等を利用して連携を図っていく。

- 三者面談、学級懇談会
- 学年保護者会
- PTA活動
- 地域パトロール
- 地域との交流
- 中学校区小・中連携会議
- 地域ボランティア活動
- 学校関係者評価の実施

## 【校内組織】

### 《新町中学校 いじめ防止委員会》

- 開催：月1回
- 構成員：〈委員長〉校長、〈副委員長〉副校長、〈委員〉教務主任、生徒指導主任、各学年主任、つばさ級担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー

### 〈いじめ防止推進委員会〉

- 開催：週1回
- 構成員：生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭、青少年教育カウンセラー

## 【関係機関との連携】

学警連や中学校区推進協議会、ケース会議等を利用して連携を図っていく。

- 教育委員会各課
- 南子育て支援センター
- 南生活支援課
- 児童相談所
- 相模原南警察署・スクールサポーター
- 県警少年相談・保護センター
- 小学校
- 民生・児童委員
- その他関係機関との連携

## 【いじめの未然防止】

- 生徒が安心して、主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ・授業改善・構成的グループエンカウンターなど
- 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感や自己肯定感を高められる機会を充実させる。
  - ・異学年交流（学校祭等）・地域清掃ボランティア活動など
- 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動などの推進をする。
  - ・職場体験や福祉体験・小、中交流行事・人権作文の作成(2年)など
- いじめについて、職員研修の充実を図り、平素から共通理解を図ると共に、生徒・保護者への周知啓発に努める。
  - ・人権研修・「学校だより」での啓発・全校集会等での職員による講話など
- 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場や子ども達の現状について協議する機会を設け、家庭、地域と連携した取組を推進する。
  - ・地域主催の行事等への参加協力など

## 【いじめの早期発見】

- 日常的な観察を充実させ、生徒の様子を把握する。
  - ・休み時間等での様子・部活動等での様子・個人ノートなど
- 定期的なアンケートや教育相談等を実施し、生徒が様々な悩みを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。
  - ・学校生活アンケート(月に1回)・教育相談アンケート(学期に1回)・Y-Pアセスメント(学期に1回)・教育相談月間(学期に1回)
- 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ・相談窓口の周知(青少年教育カウンセラー)・相談室だよりの発行など

## 【いじめの対処】

- いじめに関わった生徒及びその集団等に対し、いじめをやめさせ、再発防止のために教育的配慮のもと適切な指導を行う。
  - ・いじめ防止委員会への情報の伝達・迅速な支援、指導、助言の実施など
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
  - ・学校教育課、スクールソーシャルワーカー・南子育て支援センターなど

## 【重大事態への対処】

- 重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために調査を行う。
  - ・在籍生徒や教職員への質問紙調査や聞き取り調査の実施など

## 1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調のもと、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係諸機関との連携も図りながら、積極的に学校環境の改善を行っていく。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、情報把握・早期解決に向けて、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的かつ計画的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策を行う。

### (1) 組織名称

新町中学校いじめ防止委員会

### (2) 委員会の目的

いじめは、全ての生徒に関係する問題であるという認識に基づいて、学校の内外を問わず、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、学校全体でいじめ未然防止及び早期発見に取り組む。また、いじめが発生した場合は、いじめを克服するために、適切かつ迅速に対処することを目的とする。

### (3) 構成員

委員長〈校長〉、副委員長〈副校長〉

委員〈教務主任、生徒指導主任、各学年主任、つばさ級担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー〉

### (4) 委員会の運営

①委員会は校長が招集し、原則、月1回開催する。ただし、状況に応じて適宜開催するものとする。

②いじめの未然防止、早期発見の取組を企画する。

③いじめへの対応を迅速かつ適切に行うために、対応について協議する。

④家庭、地域、有識者及び関係諸機関に協力を求める。

⑤重大事態が生じた場合は、校内緊急対応チームとして機能する。

⑥上記以外に校長が必要と認めた取組み等を行う。

### (5) 委員会の取組内容

委員会は、日頃から実態把握・相談活動の充実を図り、生徒や保護者の思いなどの情報を常に把握するよう努めるとともに、学校全体でのいじめの未然防止・早期発見の取組、適切かつ迅速にいじめへの対処が行われるよう、次の業務を遂行する。

①いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組

②いじめを受けた生徒に対する相談及び支援

③いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援

④いじめを行った生徒に対する指導

- ⑤いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ⑥専門的な知識を有する者等との連携
- ⑦いじめに関わった生徒の担任等への助言
- ⑧その他いじめの防止等に係ること

### 3 いじめの未然防止の取組

いじめは、どの生徒にも起こりうることで、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が安心して、主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。グループ活動や教え合いの場面を積極的に設定することで、言葉を交わすことで互いの理解に努め、気持ちの理解ができることで、いじめが生じにくい教室作りに取り組む。
  - ②居場所づくり：クラスでの活動の充実、部活動、委員会活動、学校行事、地域貢献活動等で各自が活躍もしくは積極的に参加できる場を提供し、自らの良さを確認しその上で他者の良さを認める土壌作りを意識する。また、ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター等に取り組むことで生徒自身の力を伸ばす。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ①絆づくり：様々な場面で生徒が主体となった運営への参加、学校祭等での異学年交流をすることで新たな人間関係を構築する。
  - ②生徒会活動：委員会での目標達成に向け、上級生から助言や同級生の協力を仰ぐことで仲間意識の構築に努める。
  - ③部活動：異学年との取り組みを通して自らの進む道について明るい視野を持たせる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動などの推進をする。
  - ①人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。特に2学年は、人権作文の作成を行う。
  - ②道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。特に「自分ならどうするか」「自分がどうすべきか」という視点を大切にさせる。
  - ③職場体験、福祉体験  
体験活動を通して、様々な人と触れあう中で、人として大切なことを学ばせる。
  - ④小・中学校交流行事  
生徒会活動や部活動等を通して、交流活動の充実に努める。

- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、職員研修の充実を図り、平素から共通理解を図るとともに、生徒・保護者への周知啓発に努める。
- ①校内研修として、人権研修（いじめに関わる研修を含む）、道徳研修、情報モラル研修等の実施
  - ②教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取組の充実を図る。
  - ③全校集会、学級活動、全体学活（学年学活）を利用して、校長をはじめとした担当教員からの講話や伝達・報告などを行う。
  - ④保護者会、学級懇談会、学校だより等を通して啓発を行う。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場や子ども達の現状について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ①地域パトロール活動
  - ②自治会長・地域諸機関への学校だより等の配布
  - ③地域主催の行事等への参加協力
  - ④中学校区小中一貫教育推進協議会
  - ⑤あいさつ運動

#### 4 いじめの早期発見の取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

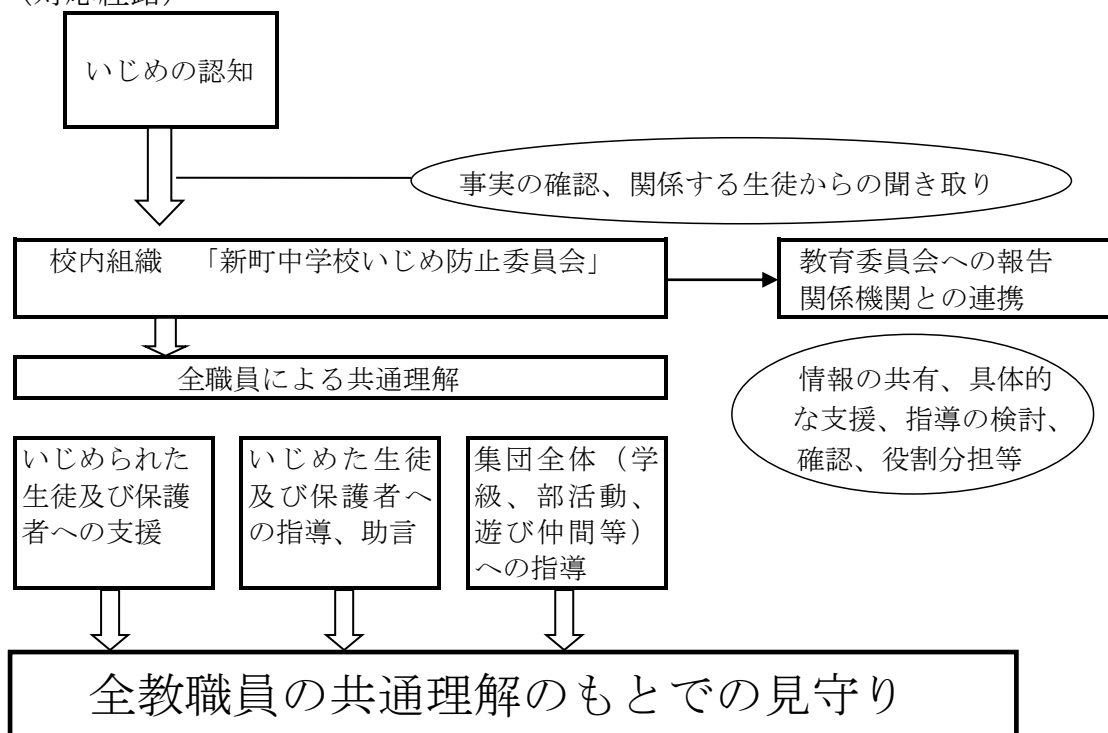
- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子を把握する。
  - ①休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子を確認する。
  - ②授業中や部活動での生徒の様子を確認する。
  - ③健康観察、個人ノート、個人面談、家庭訪問等により把握する。
  - ④発達障害を含む障害のある児童等について個々の障害の特性への理解を深め、教育的ニーズに応じた支援を行う。
  - ⑤外国につながりがある児童、性同一性障害及び性的指向・性自認について、職員が正しい理解に努める。
- (2) 定期的な学校生活アンケート調査や教育相談アンケート、教育相談の実施等により、生徒が様々な悩みを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。
  - ①学校生活アンケート調査（いじめアンケート）の実施：月1回
  - ②教育相談アンケートの実施：各学期に1回
  - ③教育相談月間：各学期に1回
  - ④Y-P アセスメント：各学期に1回
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー：042-741-8032（直通）  
（毎週火曜日・水曜日）  
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053  
ヤングテレホン：042-755-2552
  - ②保健室だより、相談室だよりの発行
  - ③青少年教育カウンセラーによる校内巡回

## 5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害生徒の心身の安全を守り通すとともに、いじめに関わった生徒及びその集団等に対し、いじめをやめさせ、再発防止のために教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。
  - ①「新町中学校いじめ防止委員会」を直ちに招集する。
  - ②すみやかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者、集団全体（学級、部活、遊び仲間等）への指導方針を検討し指導体制を整え、支援、指導、助言を適切に行う。
  - ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の依頼を行い、関係機関に協力や指導助言を求める。
  - ④場合によっては、学校長の判断の下、出席停止命令まで検討する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
  - ①学校教育課、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
  - ②南警察署、スクールサポーター、県警少年相談・保護センター
  - ③青少年相談員
  - ④児童相談所、南子育て支援センター、南生活支援課
  - ⑤民生・児童委員
  - ⑥その他

(対応経路)



## 6 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項)

- ・重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。
- ・調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、「いじめ防止委員会」を中心に、速やかに事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

## 7 その他

上記の1～6までの内容や取組において、点検・検証し、必要に応じて改善や見直しを図っていく。